

岐阜県公報

号外 (一) 平成十九年七月九日

目次

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例	(人事課)	二〇
岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	三
日本郵政公社の解散に伴う関係条例の整理に関する条例	(法務・情報公開課)	三
岐阜県職員退職料給与条例の一部を改正する条例	(職員厚生課)	四
岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税務課)	四
みんなでつくる観光王国飛騨・美濃条例	(観光交流課)	七
岐阜県手数料徴収条例及び岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(建築指導課)	八
岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	(特別支援教育課)	九
岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例	(警務課)	九
岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例	(議事調査課)	一〇

本号で公布された条例のあらまし

- 岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例 (条例第三四号)
- 一 「雇用保険法」等の一部改正により、雇用保険に係る基本手当の受給資格要件等の改正が行われたことに伴い、失業者の退職手当について所要の規定の整理を行うこととした。(第一〇条関係)
 - 二 この条例は、一部の規定を除き、平成十九年一〇月一日から施行することとした。
- 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第三五号)
- 一 「地方公務員の育児休業等に関する法律」の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。
 - 1 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
 - 2 岐阜県職員の育児休業等に関する条例
 - 二 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
- 日本郵政公社の解散に伴う関係条例の整理に関する条例 (条例第三六号)
- 一 郵政民営化により日本郵政公社が解散することに伴い、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。
 - 1 岐阜県風致地区条例
 - 2 岐阜県個人情報保護条例
 - 3 岐阜県情報公開条例
 - 二 この条例は、平成十九年一〇月一日から施行することとした。
- 岐阜県職員退職料給与条例の一部を改正する条例 (条例第三七号)

- 一 「恩給法」の一部改正に伴い、退隠料の受給権が消滅した場合等における過誤払い分の金額について、相続人等に支払うべき退隠料からの充当等によって調整することができることとした。(第二〇条の二及び第一〇条の三関係)
 - 二 「恩給法」の一部改正に伴い、重度障害の状態にある成年の子への遺族扶助料の支給について、職員の死亡の当時より重度障害の状態にあることを要件として加えることとした。(第四一条関係)
 - 三 その他所要の規定の整理を行うこととした。
 - 四 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、二については平成一九年一〇月一日から施行することとした。
- 岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第三八号)
- 一 「信託法」の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。
 - 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 三 この条例は、一部の規定を除き、信託法の施行の日から施行することとした。みんなてつくろう観光王国飛■・美濃条例(条例第三九号)
 - 一 飛驒・美濃じまん運動に取り組むことにより、観光産業を基幹産業として発展させ、もって飛驒・美濃の特性をいかした誇りの持てるふるさとをつくることをめざすこととした。(第一一条関係)
 - 二 合い言葉について規定することとした。(第二一条関係)
 - 三 県の役割について規定することとした。(第三一条関係)
 - 四 飛驒・美濃じまん運動を進めるしくみ等について規定することとした。(第四一条)第七一条関係)
 - 五 おもてなしの心について規定することとした。(第八一条関係)
 - 六 積極的に推進する観光について規定することとした。(第九条)第一一条関係)
 - 七 より多くの観光客に來てもらうため、次の事項を規定することとした。(第一二条)第一四一条関係)
 - 1 周辺の地域や団体との連携
 - 2 世界中の人たちとの交流
 - 3 観光客にやさしいまちづくり
 - 八 飛驒・美濃じまんの日を八月二日と定めることとした。(第一五一条関係)
 - 九 飛驒・美濃じまん運動実施計画の策定について規定することとした。(第一六一条)関係)
 - 十 飛驒・美濃じまん白書を作成することとした。(第一七一条関係)

- 十一 この条例は、平成一九年一〇月一日から施行することとした。
- 岐阜県手数料徴収条例及び岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第四〇号)
- 一 「租税特別措置法」の一部改正に伴い、次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。
 - 1 岐阜県手数料徴収条例
 - 2 岐阜県事務処理の特例に関する条例
 - 二 この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。
- 岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第四一號)
- 一 岐阜県立岐阜本巢特別支援学校を岐阜市に、岐阜県立海津特別支援学校を海津市に設置するため、所要の規定を整備することとした。(別表第二一關係)
 - 二 この条例は、平成二〇年四月一日から施行することとした。
- 岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例(条例第四二號)
- 一 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の施行に伴い、警察本部刑事部の所掌事務に犯罪による収益の移転防止に関する事項を加えることとした。(第二一条)關係)
 - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例(条例第四三號)
- 一 議会の議決の対象とする県の基本計画等に、少子化対策に関する計画を新たに加えることとした。(第二一条)關係)
 - 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十九年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十四号

岐阜県職員退職手当条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあつては、六月以上）」に、「雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）」を「同法」に、「同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者に相当するものとして人事委員会規則で定める者を同項」を「特定退職者を同法第二十三条第二項」に改め、同条第三項中「六月以上」を「十二月以上（特定退職者にあつては、六月以上）」に改める。
第二条 岐阜県職員退職手当条例の一部を次のように改正する。
第十条第十七項中「又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の岐阜県職員退職手当条例第十条第一項及び第三項の規定は、平成十九年十月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の岐阜県職員退職手当条例第十条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第四十二条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十五号

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和三十三年岐阜県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の三中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

（岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第二条 岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

附 則

この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第四十四号）の施行の日から施行する。

日本郵政公社の解散に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十六号

日本郵政公社の解散に伴う関係条例の整理に関する条例

（岐阜県風致地区条例の一部改正）

第一条 岐阜県風致地区条例（昭和四十五年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

（岐阜県個人情報保護条例の一部改正）

第二条 岐阜県個人情報保護条例（平成十年岐阜県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二号口中「及び日本郵政公社」を削る。

(岐阜県情報公開条例の一部改正)

第三条 岐阜県情報公開条例(平成十二年岐阜県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号口中「及び日本郵政公社」を削る。

附 則

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の岐阜県風致地区条例第四条第三項の規定により日本郵政公社(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第百二号)第二条の規定による廃止前の日本郵政公社法(平成十四年法律第九十七号)に基づき設立される日本郵政公社をいう。)が行っている協議に係る行為については、なお従前の例による。

岐阜県職員退隠料給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十七号

岐阜県職員退隠料給与条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県職員退隠料給与条例(昭和八年岐阜県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の二条を加える。

第十条ノ二 退隠料ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ支給ヲ停止スベキ期間ノ分トシテ退隠料ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル退隠料ハ其ノ後ニ支払フベキ退隠料ノ内払ト看做スコトヲ得退隠料ヲ減額シテ改定スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ事由ガ生ジタル月ノ翌月以後ノ分トシテ減額セザル額ノ退隠料ガ支払ハレタル場合ニ於ケル其ノ退隠料ノ其ノ減額スベカリシ部分ニ付亦同ジ

第十条ノ三 退隠料ヲ受クルノ権利ヲ有スル者死亡ニ因リ其ノ退隠料ヲ受クルノ権利ガ消滅シタルニ拘ラズ其ノ死亡ノ日ノ属スル月ノ翌月以後ノ分トシテ当該退隠料ノ過誤払方行ハレタル場合ニ於テ当該過誤払ニ依ル返還金ニ係ル債権(以下「返還金

債権」ト称ス)ニ係ル債務ノ弁済ヲ為スベキ者ニ支払フベキ退隠料アルトキハ別ニ定ムル所ニ依リ当該退隠料ノ支払金ノ金額ヲ当該過誤払ニ依ル返還金債権ノ金額ニ充当スルコトヲ得

第四十条第一項中「妻、未成年者ノ子、夫」を「配偶者、未成年ノ子」に改める。

第四十一条中「夫又ハ」を削り、同条ただし書を削る。

第四十三条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第四十五条の次に次の一条を加える。

第四十五条ノ二 夫ニ給スル遺族扶助料ハ其ノ者六十歳ニ滿ツル月迄之ヲ停止ス但シ重度障害ノ状態ニシテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ者又ハ職員ノ死亡ノ当時ヨリ重度障害ノ状態ニ在ル者ニ付テハ此等ノ事情ノ継続スル間ハ此ノ限ニ在ラズ

第四十六条中「前二条」を「前三条」に改める。

第四十七条第一項第四号中「夫又ハ」を削る。

第二条 岐阜県職員退隠料給与条例の一部を次のように改正する。

第四十一条中「重度障害ノ状態ニシテ」を「職員ノ死亡ノ当時ヨリ重度障害ノ状態ニ在リ且」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は平成十九年十月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の岐阜県職員退隠料給与条例の規定は、平成十九年三月三十一日から適用する。

(経過措置)

3 第二条の規定による改正前の岐阜県職員退隠料給与条例第四十一条の規定は、第二条の規定の施行の際現に遺族扶助料を受ける権利又は資格を有する成年の子については、第二条の規定による改正後の岐阜県職員退隠料給与条例第四十一条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十八号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「個人の県民税」の下に「（法人課税信託の引受けを行う個人に対して課する法人税割を除く。第二十五条、第二十六条、第二十八条及び第二十九条において同じ。）」を加え、「第三十二条から第三十七条まで」を「第三十二条及び第三十四条から第三十七条まで」に、「」の県民税」を「」並びに法人課税信託の引受けを行う個人の県民税（当該法人課税信託の引受けを行う個人の県民税にあつては、法人税割に限る。）」に改める。

第十八条第一項中「均等割額によつて」の下に「、第四号の二に掲げる者に対しては法人税割額によつて」を加え、同項第四号中「本節」を「この節」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で県内に事務所又は事業所を有するもの

第十八条第二項中「本節」を「この節」に改め、同条第三項中「本節」を「この節」に、「行なうもの」を「行うもの又は法人課税信託の引受けを行うもの」に、「を行なう事務所」を「又は法人課税信託の信託事務を行う事務所」に改め、同条第四項中「収益事業」の下に「又は法人課税信託の信託事務」を加え、同条第五項中「行なう」を「行う」に改め、「含む。」の下に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改め、「これに」を削る。

第三十四条第一項中「法人等」の下に「及び法人課税信託の引受けを行う個人」を加える。

第三十七条の四第一項中「信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）」を「法の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人」に、「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託（所得税法第一百七十六条第二項に規定する特定投資信託以外の投資信託をいう。以下本条を「集団投資信託（国内にある営業所に信託されたものに限る。以下この条に、「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の」を「集団投資信託の」に改め、同条第二項中「合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託」を「集団投資信託」に改める。

第三十八条第一項第一号中「及び第三号」を削り、同号口中「第七十二条の二十四の七第六項各号」を「第七十二条の二十四の七第五項各号」に、「第二項第一号及び第四項第二号」を「及び第三項第二号」に改め、「財団」の下に「第六項に規定する個人」を加え、「第二条第十九項」を「第十二項」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項中「第七十二条の二第七項から第九項まで」を「第七十二条の二第八項から第十項まで」に改め、同条第五項中「、収益事業」の下に「又は法人課税信託の引受け」を加え、同条に次の一項を加える。

6 法人課税信託の引受けを行う個人には、第三項の規定により個人が行う事業に対する事業税を課するほか、法人とみなして、法人が行う事業に対する事業税を課する。

第三十九条第一号中「及び第三号」を削り、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

第三十九条の五の見出しを「（所得割の課税標準の算定の方法）」に改め、同条中「並びに同条第二号の各特定信託の各計算期間の所得」を削る。

第四十二条第一項中「特定信託の受託者である法人の行う信託業（特定信託に係るものに限る。）並びに」を削り、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項の各特定信託の各計算期間の所得」及び「又は各特定信託の各計算期間の所得」を削り、「又は第二項の規定」を「の規定」に改め、同項第一号二を削り、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 特別法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の六・六を乗じて得た金額

三 その他の法人 各事業年度の所得及び清算所得に百分の九・六を乗じて得た金額

第四十二条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「又は各特定信託の計算期間が一年に満たない場合」及び「又は第二項」を削り、「第一項中」を「同項中」に改め、「第二項中「年四百万円」とあるのは「四百万円に当該計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、年八百万円」とあるのは「八百万円に当該計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とを削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項」を「第三項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は各特定信託の各計算期間の所得」、「又は各計算期間」及び「又は計算期間」を削り、同項を同条第五項とする。

第四十四条第一項中「若しくは収入割又は各特定信託の各計算期間に係る特定信託所得割」を「又は収入割」に改め、同項第一号及び第五号中「又は各計算期間」を削る。

第四十四条の四中「第七十二条の二第九項第一号」を「第七十二条の二第十項第一号」

に改める。

第四十四条の六第一項第四号中「第七十二条の二第九項第五号」を「第七十二条の二第十項第五号」に改める。

附則第三条の三の二第二項を削り、同条第二項中「合計所得金額」の下に「(法第二十三条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。次条において同じ。)」を加え、「この項」を「この条」に改め、同項を同条とする。

附則第三条の四第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第六条の二を次のように改める。

第六条の二 削除

附則第六条の二の二中「同条第四項第二号イ」を「同条第三項第二号」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改め、「又は第二項」及び「第二項」を削り、「前項第二号イ」を「前項第二号」に改める。

附則第七条第十二項中「第四条」を「第三条」に、「第二十五条第一項又は第四十九条の四第一項」を「第四条第一項又は第四十九条第一項」に改め、同条第十三項中「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改め、同条に次の一項を加える。

29 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第七条第一項に規定する認定事業者が同法第八条に規定する認定建替計画（施行令附則第七条第三十項に規定する基準に適合するものに限る。）に記載された同法第四条第四項第三号に規定する新築する建築物の敷地の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十一年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除する。

附則第十条の二第二項中「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」を「第三十一条の二第二項第十二号から第十七号まで」に改める。

附則第十一条の二の二第二項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二条第二十項に規定する有価証券先物取引」を「第二十八条第八項第三号イに掲げる取引」に改める。

附則第十一条の四第二項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

附則第十七条第一項及び第二項中「及び各計算期間分」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、信託法（平成十八年法律第百八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の三の二及び第三条の四の改正規定並びに附則第二項の規定 公布の日

二 附則第十条の二第二項の改正規定 平成二十年四月一日

三 第三十八条第一項第一号口の改正規定（「第二条第十九項」を「第二条第十二項」に改める部分に限る。）並びに附則第七条第十二項及び第十三項、第十一条の二の二第一項並びに第十一条の四第二項の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十五号）の施行の日

四 附則第七条に一項を加える改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第十九号）の施行の日

（不動産取得税に関する経過措置）

2 改正後の岐阜県条例（以下「新条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、それぞれ関連する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（信託法の制定に伴う県民税及び事業税に関する経過措置）

3 新条例第十八条、第三十八条、第三十九条及び第四十二条の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によってされた信託にあつては同日以後に遺言がされたもの）に限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）第三条第一項、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託（以下この項において「新法信託」という。）を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたもの）を含み、新法信託を除く。）については、次項に規定するものを除き、なお従前の例による。

4 新条例第三十七条の四の規定は、同条第一項に規定する集団投資信託の信託財産について信託法の施行の日以後に徴収される利子割の額について適用し、改正前の岐阜県条例第三十七条の四第一項に規定する合同運用信託又は特定投資信託以外の信託財産について同日前に徴収された利子割の額については、なお従前の例による。

みんなでつくる観光王国飛驒・美濃条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第三十九号

みんなでつくる観光王国飛驒・美濃条例

私たちは、古くから「飛驒の国、美濃の国」と呼ばれてきたこの岐阜県を愛してやみません。

この地は、春には桜色に包まれ、夏には深い緑におおわれ、秋には森は赤や黄色に染まり、平野は黄金色に輝き、冬には白く雪化粧をするなど、自然の生みだす五色の彩りに恵まれています。

この地には、日本人の心ふるさとの原風景がいたるところにあります。

この地は、日本の東西交流の中心地として、重要な歴史の舞台になってきました。地の利をいかした独自の文化が育まれ、商いも活発に行われてきました。

そして、太平洋側と日本海側を南北に結ぶ交通網が充実する今日、飛驒・美濃は、日本の東西南北の交流の中心として、明日の舞台になろうとしています。

おりしも、団塊の世代の人々の癒しや自らの再発見を求めたふるさと回帰が進んでいます。

さあ、飛驒・美濃にとって大交流時代の幕開けです。

日本のふるさとの良さをすべて持った飛驒・美濃が、県内外の人たちに癒しを与え、心にゆとりを与えるところとして輝くときです。

観光は、単に観光産業だけでなく、製造業、農林水産業など、幅広く地域経済へ効果をもたらす、すそ野の広いものであり、みんなで大切に育てるべきものです。こうした観光による交流を広げる取組は、明日のふるさとづくりにつながります。

飛驒・美濃には、森林、河川、温泉などの素晴らしい自然、歴史、文化、産業など、日本の貴重な財産として、世界に誇れるものが満ちあふれています。

私たちは、自信を持って、各地から多くの人たちにこの地へ観光に訪れていただくため、総力をあげて、飛驒・美濃のじまんを知ってもらい、見つけだし、創りだす飛驒・美濃じまん運動を進めます。そして、飛驒・美濃を、誇りの持てるふるさとへと発展させていくため、観光王国飛驒・美濃を私たちみんなでつくりまします。

(めざすもの)

第一条 私たちは、飛驒・美濃のじまんを知ってもらい、見つけだし、創りだす飛驒・美濃じまん運動(以下「じまん運動」といいます。)(に取り組むことで、観光産業を基幹産業として発展させ、もって飛驒・美濃の特性をいかした誇りの持てるふるさとをつくりまします。

(合い言葉)

第二条 私たちは、「知ってもらおう、見つけだそう、創りだそう、ふるさとのじまんを合い言葉に、じまん運動にみんなで取り組みまします。

(県の役割)

第三条 県は、じまん運動についての総合的な施策を定め、計画的に取り組みまします。

2 県は、県民、市町村、観光事業者、観光に関する団体などが、共通の認識のもとにお互い連携できるよう、総合的な調整を行います。

3 県は、道路をはじめとした交通網など、観光に必要な基盤を整備します。

第四条 県は、じまん運動の方向性などを検討するしくみとして飛驒・美濃の観光を考える委員会(以下「委員会」といいます。)(をつくりまします。

2 県は、飛驒・美濃全体にかかわるじまん運動を進めるしくみとして飛驒・美濃じまん県民会議(以下「県民会議」といいます。)(をつくりまします。

3 県は、市町村などと協力して、それぞれの地域で、じまん運動を進めるしくみとして飛驒・美濃じまん地域会議(以下「地域会議」といいます。)(をつくりまします。

4 県民会議と地域会議は、一体となつてじまん運動を進めます。

(知ってもらおうふるさとのじまん)

第五条 私たちは、ふるさとのじまんを県内外の人たちに知ってもらうため、あらゆる機会を利用して積極的に情報を発信します。

2 私たちは、豊かな風土に育まれた農林水産物、匠の技により作りだされた地場産品などを積極的に活用するとともに販売します。

(見つけだそうふるさとのじまん)

第六条 私たちは、ふるさとの隠れたじまんを見つけたため、ふるさとについて学びます。

2 私たちは、次の時代を担う子どもたちがふるさとに誇りを持つことができるよう、学校、地域、家庭などさまざまなところでふるさと教育を進めます。

(創りだそうふるさとのじまん)
 第七条 私たちは、ふるさとのじまを素敵なものに育てるとともに、新しいふるさとのじまを創りだします。

2 私たちは、地場産業や地域産業が活発になるよう、ふるさとの特性をいかしたブランド力のある商品の開発に取り組みます。

(おもてなしの心)

第八条 私たちは、「いい旅 ふた旅 ぎふの旅」をキャッチフレーズに、飛驒・美濃に一人でも多くのお客様に何度でもお越しいただき、楽しんでいただくため、一人一人がおもてなしの心でお客様をお迎えします。

(美しい自然を守る観光)

第九条 私たちは、豊かで美しい自然を守るとともに、自然を観察したり体験しながらそのしくみを学び、大切にす観光を積極的に進めます。

(ふるさとの文化にふれる観光)

第十条 私たちは、古いまちなみや素晴らしいふるさとの文化などを大切に、後世に伝えるとともに、お客様にこの文化にふれていただける観光を積極的に進めます。

(ものづくりの心にふれる産業観光)

第十一条 私たちは、伝統技術を持つ匠の技や歴史的・文化的な価値の高い工場、機械設備などのものづくりの現場や製品などを通じて、ものづくりの心にふれる産業観光を積極的に進めます。

(周りの地域や団体との連携)

第十二条 私たちは、一人でも多くのお客様にお越しいただけるよう、周りの地域や広域的な観光に関する団体と連携し、協力してお客様をお迎えします。

(世界中の人たちとの交流)

第十三条 私たちは、観光施設の案内や表示をできるだけ多くの言語で書き表すなど、外国からのお客様に心から楽しんでいただけるよう心がけます。

2 県は、世界中から多くのお客様にお越しいただけるよう、外国との文化・経済交流、青少年の交流などを積極的に応援します。

(お客様にやさしいまちづくり)

第十四条 県は、市町村などと協力して、バリアフリーのやさしいまちづくりを進めるなど、年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、お客様に楽しくすごしていただけるよう心がけます。

2 私たちは、観光施設のトイレをきれいにするなど、お客様に気持ちよく観光をしていただけるよう心がけます。

(飛驒・美濃じまんの日)

第十五条 県は、八月二十一日を飛驒・美濃じまんの日とします。

(飛驒・美濃じまん運動実施計画)

第十六条 県は、じまん運動を計画的に進めるため、飛驒・美濃じまん運動実施計画を定めます。

2 県は、飛驒・美濃じまん運動実施計画を定めるときや変更するときは、委員会と県民会議の意見をききます。

(飛驒・美濃じまん白書)

第十七条 県は、毎年度、じまん運動の成果を白書としてまとめ、評価や検証をし、次の運動につなげていきます。

(その他)

第十八条 この条例に定めることのほか、必要なことについては、知事が定めます。

附則

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行します。

2 岐阜県観光審議会設置条例(昭和四十二年岐阜県条例第三十八号)は、廃止します。

岐阜県手数料徴収条例及び岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県条例第四十号

岐阜県手数料徴収条例及び岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(岐阜県手数料徴収条例の一部改正)

第一条 岐阜県手数料徴収条例(平成十二年岐阜県条例第三号)の一部を次のように改正する。

別表第一五十二の項第一号中「第三十一条の二第二項第十四号八」を「第三十一条

の二第二項第十五号八」に、「第六十二条の三第四項第十四号八」を「第六十二条の三第四項第十五号八」に改め、同項第二号中「第三十一条の二第二項第十五号二」を「第三十一条の二第二項第十六号二」に、「第六十二条の三第四項第十五号二」を「第六十二条の三第四項第十六号二」に改める。

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第二十一の項第三号中「第三十一条の二第二項第十四号八」を「第三十一条の二第二項第十五号八」に改め、同項第四号中「第三十一条の二第二項第十五号二」を「第三十一条の二第二項第十六号二」に改め、同項第五号中「第六十二条の三第四項第十四号八」を「第六十二条の三第四項第十五号八」に改め、同項第六号中「第六十二条の三第四項第十五号二」を「第六十二条の三第四項第十六号二」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第十九号)の施行の日から施行する。

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十一号

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年岐阜県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第二中

岐阜県立岐阜盲学校	岐阜市
岐阜県立岐阜聾学校	
岐阜県立長良特別支援学校	
学校	を

岐阜県立岐阜希望が丘
特別支援学校

岐阜県立岐阜盲学校	岐阜市
岐阜県立岐阜聾学校	
岐阜県立長良特別支援学校	
岐阜県立岐阜希望が丘特別支援学校	
岐阜県立岐阜本巣特別支援学校	

に、
岐阜県
学校

立郡上特別支援

郡上市

を

岐阜県立郡上特別
学校
岐阜県立海津特別
学校

支援	支援
郡上市	海津市

に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十二号

岐阜県警察本部組織条例の一部を改正する条例

岐阜県警察本部組織条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中(二)を削り、(三)を(二)とし、(四)を(三)とし、(五)を(四)とし、(六)を(五)とし、(七)を(六)とし、同号に次のように加える。

- (七) 犯罪による収益の移転防止に関する事項
- (八) 国際捜査共助に関する事項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年七月九日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第四十三号

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県行政に係る基本的な計画の議決等に関する条例（平成十六年岐阜県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

- ヲ 少子化対策に関する計画

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後に策定される基本計画等について適用する。

平成十九年七月九日印刷
平成十九年七月九日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一 号
発行所 岐 阜 県 庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 飯 尾 寛
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐 阜 文 芸 社
定価 一 年 四 八、〇〇〇 円（送料共）（消費税二、二八六 円を含む。）